

利用者登録申請など下記の手続きについて、官公庁が発行する顔写真付きの書類で申請される場合は、郵送で本人確認の手続きが可能です。

- (1) 対象の手続き
 ・登録申請 ・更新申請 など
 ※登録申請については、郵送前に必ず金融機関において承認印をもらってください。
- (2) 必要書類
 ① 各種手続きの申請書
- ② 本人確認書類（顔がしっかりと認識できるようにコピーしてください。）（住所記載のないパスポートは不可。）
 ・官公庁が発行する顔写真付きの書類1点の写し（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）
 ※マイナンバーカードは、「表面の写し」のみ郵送可。
 ただし、「裏面」に変更の記載がある場合は、「裏面」の写しも提出が必要ですが、裏面に記載されている個人番号部分は読み取れないよう黒塗り等をして郵送してください。
 なお、通知カード（写真なし）は本人確認書類としては利用不可。
 ※写真付きでも、敬老優待乗車証、学生証、社員証は不可。
 ※なお、顔写真の貼付がない書類2点の場合は、確認施設・管理事務所（別表一覧）で提示し、承認印をもらってください。
- ③ 市内在住確認書類及び市内在勤・在学確認書類（対象者のみ）
 ・必要に応じて確認書類の写し（“事業所所在地”として大阪市の住所表記のない健康保険証は不可）
- (3) 手続きの流れ（利用者登録申請の場合）

- 1 申請書（所定用紙）に必要事項を記入し、登録者本人の顔写真を貼付してください。
- 2 指定する金融機関で承認印をもらってください。
- 3 下記郵送先へ、利用者登録申請書、本人確認書類（顔写真あり）の写し、及び必要に応じて市内在住・在勤・在学確認書類の写しを送付してください。
- 4 利用者登録の手続きが完了後、利用者登録カード、システム利用のてびき、利用者登録内容通知書を送付します。

◆ 大阪市スポーツ総合情報センターへ郵送する前にもう一度確認を！
 ※ □にチェックをしてください。

- 各確認施設・管理事務所の承認印
又は、確認書類のコピー
- 金融機関の承認印
- 登録者ご本人の写真貼付
（写真サイズ：縦3.0cm×横2.4cm）



ご確認後、1枚目の利用者登録申請書（様式第1号：大阪市提出用）を封筒に入れて送付ください。
 （送付には、郵便法に基づく料金分の切手が必要です。）

3枚目の利用者登録申請書（控）（様式第3号：本人控用）は、登録者ご本人が大切に保管してください。

◆ 郵送先

〒546-0034
 大阪市東住吉区長居公園1-1 長居陸上競技場内

大阪市スポーツ総合情報センター 行

封筒に申請書類を入れ、上記宛先まで郵送してください。
 なお、点線を切り取り、送付先宛名として封筒に貼り付けてご使用できます。

大阪市オーパス ・スポーツ施設情報システム



大阪市スポーツ施設の予約が
 インターネット等からできます!!



◎利用者登録をすると…
 窓口に行かず、いつでも、どこからでも
 施設の予約が可能に！



◎お届けするサービスは…

1. 大阪市スポーツ施設の予約サービス
2. スポーツ情報提供サービス
3. 施設の使用料金を口座振替で



お問い合わせ先

大阪市スポーツ総合情報センター
 TEL: 06-6691-2711 FAX: 06-6691-2940
 〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園1-1 長居陸上競技場内
 受付時間 9時30分～18時（月曜日、年末年始等を除く）
 ※月曜日が祝日の場合は翌日が休館日になります。

※登録等にかかる様式は(<https://www.opas.jp/osakashi/touroku.html>)からもダウンロードできます。



1 利用者登録の要件は…

- 大阪市内に在住・在勤・在学（中学生以上）の方
- 指定する金融機関に登録者ご本人名義で口座を開設し、登録料等及び施設使用料等を口座振替によりお支払いいただける方 ※登録者が未成年の場合は、保護者の同意が必要です。また、同一人が複数の登録をすることはできません。

2 利用者登録に必要な書類等は…

- 大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム利用者登録申請書（大阪市スポーツ施設利用者登録用）
 - ・利用者登録申請書（様式第1号：大阪市提出用）に、**登録者本人の写真を貼付してください。**（大きさ：縦3.0cm×横2.4cm）
 - ・提出に際し、スポーツ施設・管理事務所（別紙の確認施設・管理事務所一覧をご参照ください。）で確認印を、指定する金融機関で承認印を、それぞれもらってください。
 - ただし、**本人確認書類が官公庁発行の顔写真付きのもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）である場合、スポーツ施設・管理事務所での窓口確認が省略でき、郵送での手続きが可能です。**（詳細は裏面を参照）
- 本人確認書類**：官公庁発行の登録者ご本人の氏名・生年月日が確認できる書類
 - ・顔写真が貼付されているものは1点（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（※通知カードは不可）、写真付き住民基本台帳カードなど）
 - ・顔写真の貼付がないものは2点（健康保険証、年金手帳、発行日より6ヶ月以内の住民票の写しなど。学生証、社員証含む）
- 市内在住確認書類**：大阪市にお住まいであることが確認できる書類（※本人確認書類に住所が記載されている場合は不要）
 - ・官公庁発行の住所の記載がある書類1点（発行日より6ヶ月以内の住民票の写しなど）
 - ※住所記載のあるパスポートは、本人確認書類1点のみとして受付は可能です。（大阪市内在住の場合のみ）住所記載のないパスポートについては、パスポートに加えて、住所記載のある書類と合計2点での受付となります。
- 市外在住の方の市内在勤、在学確認書類**：大阪市外在住の方は、大阪市内在勤または在学を確認できる書類。（※本人確認書類に勤務先名・所在地または学校名・所在地が記載されている場合は不要です。）
 - ・会社、学校が発行する証明書など1点（社員証、健康保険証、在勤証明書(名刺不可)、学生証、在学証明書など）
 - [なお、社員証・健康保険証・在勤証明書は、勤務先所在地（市内）の記載があるもののみ可]
 - ・自営業の方は市民税・府民税証明書または納税証明書のどちらか1点
 - ※健康保険証を在勤証明書とする場合、“事業所所在地”として大阪市内の住所が記載されているものをご用意ください。“保険者所在地”等として記載されている健康保険証では、大阪市内在勤の証明とはなりません。
 - ※手続きは登録者ご本人が行ってください。また、確認書類は原本をお持ちください（コピー不可）。

3 登録にかかる費用と有効期間は…

- 登録には、**500円の登録料**が必要です。
- 利用者登録の有効期間は、**登録した日の翌月の1日から3年間**です。
- 有効期間経過後、引き続きご利用いただくには、**更新手続き（3年ごと）に更新料300円**が必要となります。

4 利用いただける金融機関は…

- 三菱UFJ銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・関西みらい銀行・大阪シティ信用金庫・大阪信用金庫・北おおさか信用金庫・近畿労働金庫・近畿産業信用組合 以上の10金融機関です。

5 利用者登録カード等の取扱いについて…

- 利用者登録の手続きが完了後、「利用者登録カード」と「システム利用のてびき」「利用者登録内容通知書」を送付します。また、システム利用に必要な「利用者登録番号」と「暗証番号」「仮パスワード」を付与いたします。（利用者登録内容通知書に記載）
- ※初回ログイン時に仮パスワードから本パスワードへの変更が必須となりますので、ご自身で登録ください。
- ※住所確認のため“転送不要の簡易書留”で郵送します。転送届が出されている場合はお届けできませんのでご注意ください。
- 「利用者登録カード」は、施設ご利用の際の本人証明となりますので、ご自身で管理して、利用当日は必ずご持参ください。
- システムのご使用前に「システム利用のてびき」をよくお読みください！
- 「利用者登録番号」と「パスワード」及び「暗証番号」は、抽選申込や利用申請、申請内容の確認に使用するだけでなく、システムの不正利用を防ぐ大事な番号です。管理には十分ご注意ください！

6 利用にあたっての留意事項…

- 大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム利用者登録約款を必ず守ってください。
- 利用者登録約款に違反した場合は、システムの利用を停止させていただきます。
- 登録料等及び施設使用料等については、登録日・更新日・再発行日または施設使用日の属する月の翌月20日（この日が金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日）に、ご指定の金融機関口座より引落します。
- 登録料等及び施設使用料等を滞納された場合は、システムの利用ができなくなり、その時点で予約している施設の利用予約を取消す場合があります。
- 施設は、利用申請されたご本人が利用してください。
- 利用者登録後、登録内容に変更が生じた場合は、大阪市スポーツ総合情報センターに変更申請を行ってください。

利用者登録申請書 記入例

左側の申請項目で、「2 変更」を選択された場合のみ記入。

マンション名等まで詳しく記入。

日中連絡先以外に連絡先がある場合は記入。

登録要件で、「2 大阪市内在勤」または「3 大阪市内在学」を選択された場合は、必ず記入。

必ず口座を開設している所定の金融機関へ行き、窓口で承認印をもらってください。

所定の施設・管理事務所窓口で、利用者登録申請書と必要な証明書等をご持参のうえ、確認印をもらってください。

＜貼付写真について＞

- 登録者本人が1人で写っているもの
- 正面を向き、脱帽のうえ顔全体が分かるもの
- 頭の上から顎下までが枠内に納まるもの
- 大きさは、縦3.0cm×横2.4cm
- 貼付写真は、6ヶ月以内に撮影したもの

※貼付写真は、利用者登録カードに使用します。 ※はがれないようにしっかりと貼り付けてください。

※申請項目「2 変更」により申請される場合は、写真の貼付、金融機関承認印は不要です。

◎利用者登録申請書に必要事項を記入し、登録者ご本人の顔写真を貼付のうえ、登録に必要な書類をお持ちになり、**一覧のスポーツ施設・管理事務所の窓口で確認印を、また、口座を開設している金融機関の窓口で承認印をそれぞれもらってください。**

◎利用者登録申請書は、3枚1組になっていますが、「金融機関用」(2枚目)は金融機関に提出し、「**大阪市提出用**」(1枚目)を**大阪市スポーツ総合情報センターへ送付してください。**

なお、「**本人控**」(3枚目)は、登録者ご本人にて**大切に保管**してください。